

議案第 22 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により別紙のとおり専決処分したため、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

事件

令和 6 年度佐倉市一般会計補正予算

令和 6 年 11 月 25 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

## 令和6年度 佐倉市一般会計補正予算(第3号)

令和6年度佐倉市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85,578千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,940,165千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月9日

地方自治法第179条第1項により専決処分  
佐倉市長 西田 三十五

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
17 県支出金		4,600,880	85,578	4,686,458
	3 委託金	412,975	85,578	498,553
歳入合計		58,854,587	85,578	58,940,165

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		8,072,528	85,578	8,158,106
	4 選挙費	115,443	85,578	201,021
歳出合計		58,854,587	85,578	58,940,165